

江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱

江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年江津市告示第 71 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地域経済の活性化、中小商業の振興及び商業機能の維持・向上に寄与することを目的とし、江津市地域商業等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、江津市補助金等交付規則（平成 2 年江津市規則第 4 号。以下「規則」という。）及び島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 17 日制定。以下「県補助要綱」という。）、島根県地域商業等支援事業実施要領（平成 27 年 3 月 17 日制定）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（事業の区分）

第 2 条 この補助金における事業の区分は次のとおりとする。

(1) 小売店等開業支援事業

ア 一般枠

イ 特別枠

(2) 移動販売・宅配支援事業

(3) 商業環境整備事業

(4) 地域流通拠点整備事業

（定 義）

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定義する者であつて、原則として市内に主たる事務所を置く者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会であって、原則として市内に主たる事務所を置くもの

(3) 事業承継計画書 おおむね3年以内の期間において、経営者から後継者に事業を円滑に引き継ぐため、事業承継へ向けた基本方針、事業計画並びに年度ごとの会社、経営者及び後継者等の取組事項を定めた計画。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件を備える者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(1) 小売店等開業支援事業

ア 一般枠

市内において、開店計画を有する中小企業者又は個人

イ 特別枠

次のいずれかの要件を備える者であること。

(ア) 市内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に基づく認定特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）を受ける者、申請時点で特定創業支援事業を受けており修了前である者又は特定創業支援事業を受けた者

(イ) 市内において店舗を営んでいる中小企業者又は個人のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援事業を受けており修了前である者

(2) 移動販売・宅配支援事業

市内において、食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、江津商工会議所、桜江町商工会又は市内に住所を有する個人

(3) 商業環境整備事業

市内において、商業環境の改善に資する商業基盤施設等の整備計画を有する中小企業者、組合、江津商工会議所、桜江町商工会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織

(4) 地域流通拠点整備事業

市内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する団体

(小売店等開業支援事業の補助対象業種)

第4条の2 小売店等開業支援事業の対象業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業又は自動車整備業にかかる事業を実施する者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業を除く。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 市は、補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江津市地域商業等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、県補助要綱

第 8 条に基づき、島根県知事に申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は県補助要綱に基づく島根県知事の交付決定通知を受けたときは、江津市地域商業等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）（以下「補助金交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定をしない場合）

第 8 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（補助事業の内容及び経費の変更）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ江津市地域商業等支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 第 7 条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（補助事業者の代表者等の変更）

第 10 条 補助事業者は、代表者又は商号が変更となったときは、その日から 90 日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに江津市地域商業等支援事業変更届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

には、あらかじめ江津市地域商業等支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに市長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、その限りでない。

(1) 9月1日以降に交付決定を受けた者

(2) 既に実績報告をした者

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに江津市地域商業等支援事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付額の確定等）

第14条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、江津市地域商業等支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第15条 補助金は補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、江津市地域商業等支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業実施効果報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（第2条第1号及び第2号の事業のうち一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間）、毎会計年度終了後60日以内に当該補助事業に係る実施状

況及び事業効果について、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その報告に係る経営状況及び補助事業等の効果が計画時において想定されたものと比べ十分でないと認められるときは、当該補助事業における効果を踏まえ、その改善のための指導・助言を行うことができる。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（補助金の交付対象となったもの）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者がこの告示の規定又は交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

(補助金の返還)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定の取り消し
- (2) 交付決定日から5年未満での補助対象事業の廃止

(加算金)

第20条 補助事業者は、前条第1号の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、県補助要綱第18条第1項に規定により市が納付した額を加算金として市に納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限等)

第21条 補助事業者は規則第16条に規定する市長の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第9号）を提出するものとす

る。

(調査)

第22条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱に基づいてなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費 (市長が必要かつ相当と認める経費であって以下に掲げる経費)	補助率	補助限度額 (1事業あたり)
小売店等開業支援事業	①一般枠 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/2以内	2,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。)
	②特別枠 ア 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援等事業の受講等にの後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/2以内	2,400千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。) ※一般枠の交付決定を受けた者が特別枠の交付申請をする場合、一般枠の交付額と合わせて2,400千円を上限とする。
移動販売・宅配支援事業	①移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費(200千円以上のものに限る)、備品リース料(200千円以上のものに限る)、広告宣伝費(車両、備品の購入費、備品のリース料を申請する場合に限る) ②移動販売又は宅配の運営に要する次の経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費(200千円未満) オ 備品リース料(200千円未満) ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 ③ 軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入またはリースにか	①補助対象経費の2/3以内 ②次の金額以内とする。 1年目100千円/1台 2年目80千円/1台 3年目60千円/1台 ③補助対象経費の2/3以内	①1台あたり2,000千円 ②定額(左記参照。ただし3年を上限) ③1台あたり200千円

	かる経費		
商業環境整備事業	施設設備の設置・取得・整備に要する経費。ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者又は個人の単独所有となる場合は補助対象外とする。	補助対象経費の 1/2 以内	10,000 千円
地域流通拠点整備事業	施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は補助対象外とする。	補助対象経費の 1/2 以内	3,000 千円

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

江津市地域商業等支援事業費補助金交付申請書

江津市補助金等交付規則（平成2年江津市規則第4号）、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱及び江津市地域商業等支援事業実施要領を承知の上、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助事業の区分（該当する項目の□にレ印を記入してください。）
 - 小売店等開業支援事業（一般枠）
 - 小売店等開業支援事業（特別枠）
 - 移動販売支援事業
 - 商業環境整備事業
 - 地域流通拠点整備事業

- 2 補助金交付申請額 金 円

- 3 補助事業の経費配分及び事業の概要 別紙1「事業の内容」のとおり

- 4 補助事業完了予定期日 年 月 日

注 別紙1「事業の内容」及び島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱の定めによる必要書類を添付のこと。

(別紙1)

事業の内容

1 補助事業の経費の配分

(1) 補助対象経費の配分

単位：円

事業区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	負担区分	
			市補助金	その他
計				

(2) 経費の内訳

単位：円

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	説明
計			

2 事業の概要

事業所（店舗）名称	
事業所（店舗）所在地	
経営会社名・代表者氏名	
連絡先住所 （電話番号）	【電話番号】（ ） —
事業概要（取扱商品等）	
備考	

※島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱に基づく事業計画書及び所管商工会議所等の意見書を添付すること。（初年度のみ）

※改修工事、施設整備等を実施する場合は、着工前の写真を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

江津市長

印

江津市地域商業等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました江津市地域商業等支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業区分
- 2 交付金額
- 3 交付条件
(却下理由)

円

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

江津市地域商業等支援事業変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更したいので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（経費の変更の場合は、対比表を作成すること。）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

年度江津市地域商業等支援事業変更届

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更したので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により届出します。

記

1. 変更事項（該当する項目に○）

①代表者変更

②商号の変更

③法人設立

2. 変更内容

変更前

変更後

注 変更内容が確認できる書類（開業・廃業届出書、履歴事項全部証明書等）の写しを添付すること

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

江津市地域商業等支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について下記の理由により中止（廃止）したいので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名

2. 理由

3. 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

江津市地域商業等支援事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のあった標記補助事業の実績について、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業区分
- 2 補助金の交付決定通知額、事業に係る経費等
 - (1) 補助金の交付決定通知額 円
(うち既交付額 円)
 - (2) 補助事業の対象経費精算額 円
- 3 補助事業の経費配分及び事業実施状況 別紙3「事業実績報告書」のとおり
- 4 補助事業完了期日 年 月 日

注1 別紙2「事業実績報告書」を添付のこと。

注2 家賃、改修費（明細が確認できる書類）等の支払い状況が確認できる書類及び店舗等の現況がわかる写真を添付すること

(別紙2)

1 補助事業の経費の配分

(1) 補助対象経費の配分

単位：円

事業区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	負担区分	
			市補助金	その他
計				

(2) 経費の内訳

単位：円

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	説明
計			

2 事業の概要

事業所（店舗）名称		
事業所（店舗）所在地		
経営会社名・代表者氏名		
事業概要（取扱商品等）		
事業 実施 経過	売上高 来店者数	※年間または月平均の売上高及び来店者数を記載してください。
	実施状況	※従業員数、客層、客単価、その他運営状況等について記載してください。
	商店街、組合、 地域活動等への 関わり	
今後の課題		
備考		

様式第7号(第14条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

江津市長

印

江津市地域商業等支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました江津市地域商業等支援事業について、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱
第14条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 補助対象事業区分 | |
| 2 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 3 補助事業の対象経費の精算額 | 円 |
| 4 補助金の交付確定額 | 円 |
| (交付決定通知額) - (交付確定額) | 円 |
| 5 指示事項 | |

様式第 8 号 (第 15 条関係)

江津市地域商業等支援事業費補助金交付請求書

一 金	円
-----	---

これは、 年 月 日付け、指令 第 号をもって、交付決定通知(確定通知)のあった補助金 (概算払い 精算払い)

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

江津市長 様

住 所
名 称

印

江津市長 様

住 所
名 称

年度江津市地域商業等支援事業財産処分承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった標記補助事業により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、江津市地域商業等支援事業費補助金交付要綱第21条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業区分
- 2 処分をしようとする財産等
- 3 処分を必要とする理由
- 4 処分の方法
- 5 処分対象財産の状況

財産等の種類	財産等の名称	形式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	